

平成31年度 セルフメディケーション税制の明細書

(平成30年1月1日～平成30年12月31日の間に支払ったもの)

※この控除を受ける方は、従来の医療費控除は受けられません

住所 _____

氏名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1)取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
(2)発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>	

取組を行ったことを明らかにする書類(明細書裏面の添付又は提示が必要な書類参照)の発行者の名称を記入します。

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称 <small>(購入先ごとにまとめて記入も可)</small>	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額 円	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 円
合 計		A	B

※必ず裏面をご確認ください。

3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円
保険金などで補てんされる金額		
差引金額(A - B)	(赤字のときは0円)	
医療費控除額(C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	

A	←	←
B	←	
C		
D	→	申告書表面⑫欄に転記します。

<重要なお知らせ>

平成30年度分の市・府民税申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。
 医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。
 明細書の記入内容の確認のため、市・府民税の法定納期限から5年間、市から領収書の提示又は提出を求める場合があります。領収書は、ご自宅等で保管してください。

※平成32年度(平成31年(2019年)支払い分)の市・府民税申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この控除を受ける方は、従来の医療費控除を受けられませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、従来の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

- (1) 「取組内容」欄
 取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。
 ※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。
- (2) 「発行者名」欄
 取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

領収書の表示例

○○薬局	
ひらかた店 TEL:072-***-****	
大阪府枚方市大垣内町*****	
■ 領収書 ■	
2018年10月1日(月) 11:00	
★シゼイEX	¥2,138
ハブラシ	¥149
カップメン	¥181
★ゼイム感冒薬	¥1,274
小計 4点	¥3,742
合計	¥3,742
内消費税	¥276
お預かり	¥5,000
お釣り	¥1,258
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

- (1) 「薬局などの支払先の名称」欄
 医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
 領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入します。
- (2) 「医薬品の名称」欄
 購入した医薬品の名称を記入します。
 複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。
- (3) 「支払った金額」欄
 医薬品の購入金額を記入します。
 複数の医薬品を購入した場合は、購入費の合計額を記入します。
- (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄
 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入費の合計額を記入します。

(記入例)

(1) 薬局などの支払先の名称 (購入先ごとにまとめて記入可)	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
○○薬局	シゼイEX、ゼイム感冒薬	3,412 円	円
ドラッグストア△□	○○○、○○○、○○○、○○○、	16,384	
〃	○○○、○○○、○○○		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

添付又は提示が必要な書類

○この「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)

○適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(添付又は提示)

- ①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、たとえば次の書類です。

インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されたもの。)
特定健康診査の領収書又は結果通知表(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されたもの。)
人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 (「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されたもの。)

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどした写しで差し支えありません。

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

セルフメディケーション税制に関する詳しいことは、国税庁又は厚生労働省のホームページをご覧ください。

国税庁「医療費を支払ったとき(医療費控除)」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

厚生労働省「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。